

## 【初級】ビジネスコンプライアンス「社会的要請への適応」から事例理解まで 追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成28年1月1日時点で施行されている法令に基づく）により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。第6刷をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・下線部が追加・修正箇所です。
- ・二重線が削除箇所です。

### 第2部 ビジネスコンプライアンスと法・ルール

ページ 番号	箇所	訂正前	訂正後
126	1) 定義 3行目	掲げるものをいいます。	掲げるものをいいます。 <u>なお、平成27(2015)年4月から、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標についても、出願できるようになりました。</u>
136	3) 刑事罰 ① 2行目	～懲役または1000万円以下の罰金が～	～懲役または <del>1000</del> <u>2000</u> 万円以下の罰金が～
137	③ 2行目	法人に対しても3億円以下の罰金刑を科せられます（両罰規定、22条）。	法人に対しても <del>3</del> <u>10</u> 億円以下の罰金刑を科せられます（両罰規定、22条 <u>1項1号</u> ）。
141	③大量保有 報告制度	大量保有報告とは、上場企業の株式を～	大量保有報告とは、 <u>自己株式を除いた</u> 上場企業の株式を～

【初級】ビジネスコンプライアンス「社会的要請への適応」から事例理解まで 第6刷 用